

電力遠方監視制御装置補修工事（28-大管） 随意契約理由書

本工事は既設システムを構成する電力遠方監視制御装置の監視制御機能（ソフトウェア）を改修するものである。本工事で増設する装置及び改修するソフトウェアは既設システムと一体となって機能するものであるため、既設システムのハードウェア及びソフトウェアを製作した者以外の者に施工させた場合、監視制御データの処理に不整合が生じ、システムダウンするなど既設システムの運用に著しい支障が生ずる恐れがあり、その場合の瑕疵担保責任の範囲も不明確となる。

そのため、本工事は既設システムを設計、施工、納入した者でなければ、実施することはできない。

日新電機(株)は、既設システムのハードウェア及びソフトウェアを設計、施工、納入した業者であり、本工事を実施できる唯一の者である。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。

以 上